

【韓国】戦時徴用工個人の賠償請求権に関する韓国大法院判決

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 戦時中の国家総動員法下で日本に渡航、就労した徴用工が、日本企業に損害賠償及び未払賃金の支払を求めた訴訟において、2012年5月24日、韓国大法院が初めて「個人の請求権は消滅していない」と判断し、原告敗訴の原判決を破棄し、事件を高裁に差し戻した。

判決の要旨

1944年に旧三菱重工に徴用された韓国人5人が三菱重工を訴えた損害賠償及び未払賃金支払請求訴訟（2009タ22549）及び1941年から1943年までの間に旧日本製鉄に徴用された韓国人4人が新日本製鉄を訴えた損害賠償請求訴訟（2009タ68620）において、最高裁判所に相当する韓国大法院は、①以前に原告の請求を棄却した日本の判決を承認するか否か、②旧三菱重工と三菱重工、旧日本製鉄と新日本製鉄の同一性、③いわゆる日韓請求権協定（昭和40年条約第27号）の締結により、原告の請求権が消滅しているか否か、④損害賠償の消滅時効が成立しているか否かの4点について判断し、それぞれの争点について原判決を破棄し、事件を原裁判所に差し戻す判決を言い渡した。

①について大法院は、日本の判決は植民地支配が合法であるという認識を前提に国家総動員法の原告への適用を有効であると評価しているが、これは日本による韓国支配は違法な占領に過ぎず、強制動員自体を違法とみなす韓国憲法の価値観に反していることが明らかであると指摘し、日本の判決を承認して原告らの請求を棄却した原判決は、外国判決の承認に関する法理を誤解していると判示した。

②については、企業再建整備法などの日本国内法を理由に、旧三菱重工等の韓国国民に対する債務が免除される結果となるのは、公序良俗に照らして容認できないと判示し、1950年に解散した旧三菱重工と三菱重工、旧日本製鉄と新日本製鉄は、それぞれの財産、従業員を承継するなど、実質において同一性を維持しており、法的には同じ会社であると評価するのに十分であり、法的同一性を認めることができないとの理由で原告の請求を棄却した原判決を破棄した。

③については、日韓請求権協定は、いわゆるサンフランシスコ講和条約（昭和27年条約第5号）第4条に基づき、日韓間の債権債務関係を政治的合意によって解決したものであり、植民地支配に対する賠償を請求したものではないと指摘し、日本の国家権力が関与した強制動員などの違法行為に対する損害賠償請求権については、日韓請求権協定によっても徴用工個人の請求権は消滅しておらず、大韓民国の外交的保護権も放棄されていないと判示した。

また、条約の締結により、国家が外交的保護権の放棄にとどまらず、国民個人の同

意なくその請求権を消滅させることができると見るのは、近代法の原理に反すると指摘し、原告の未払賃金等の債権債務関係についても、外交的保護権が放棄されただけであり、個人請求権は請求権協定により消滅していないと判示した（なお、原審は、請求権が消滅したか否かについては判断を下していない）。

④については、1965 年まで国交が断絶しており、1965 年以降も日韓請求権協定の関係文書がすべて公開されず、個人の請求権が包括的に解決されたという見解が韓国内で一般的に受け入れられてきたため、原告が請求権を事実上行使することができない障害事由があったと見るのが妥当であり、被告が消滅時効の完成を主張し、原告に対する債務の履行を拒絶することは、著しく不当かつ信義誠実の原則に反するもので許されないと判示し、消滅時効の完成を認めた原判決を破棄した。

韓国政府の反応

外交通商部の趙炳※（※＝王へんに弟）（チョ・ビョンジェ）報道官は 2012 年 5 月 29 日、今回の大法院判決に関する記者からの質問に答え、①韓国政府の立場は一貫しており、（日韓請求権協定で徴用工の請求権に関する問題は外交上解決済みとの）政府の立場に変更はない。②今回の判決は、政府が当事者ではなく、個人と企業の訴訟であるため、判決を尊重するものの、拘束力という点では様々な検討が必要である。③これまで政府の「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」が、強制動員問題に関する被害調査及び事実認定並びに被害者に対する支援を主管してきており、今回の判決に関して生じる問題についても、ひとまず委員会で検討が可能であるとの立場を表明した。

今後の展望

今後、原告勝訴の確定判決が下される可能性が高まったことから、別の元徴用工が韓国で集団訴訟を起こす兆しも出ている。しかし、今回の判決は、従来の日本の最高裁判決及び日本国政府の立場と異なるのはもちろん、上記のように韓国政府の公式的立場とも異なるため、判決の執行が日韓関係の懸案となることが予想される。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 6 月 21 日現在である。）

- ・「대법원 제 1 부 판결 사건 2009 다 22549 손해배상(기)등」(「大法院第 1 部判決事件 2009 다 22549 損害賠償(他)等」)<http://file.scourt.go.kr//AttachDownload?file=1337921255011_134735.pdf&path=001&downFile=2009 다 22549.pdf>
- ・「대법원 제 1 부 판결 사건 2009 다 68620 손해배상(기)」(「大法院第 1 部判決事件 2009 다 68620 損害賠償(他)」)<http://file.scourt.go.kr//AttachDownload?file=1337921499471_135139.pdf&path=001&downFile=2009 다 68620.pdf>
- ・「대변인 정례 브리핑(5.29)」(報道官定例ブリーフィング(5.29))<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=237&seqno=342344&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>